

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月14日
【四半期会計期間】	第50期第2四半期（自平成29年4月1日至平成29年6月30日）
【会社名】	株式会社小僧寿し
【英訳名】	Kozosushi Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 剛
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
【電話番号】	03 - 5719 - 6226（大代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 笹田 耕之
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
【電話番号】	03 - 5719 - 6226（大代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部長 笹田 耕之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第2四半期連結 累計期間	第50期 第2四半期連結 累計期間	第49期
会計期間	自平成28年 1月1日 至平成28年 6月30日	自平成29年 1月1日 至平成29年 6月30日	自平成28年 1月1日 至平成28年 12月31日
売上高 (千円)	2,407,486	2,618,149	5,461,918
経常損益 (千円)	41,988	101,918	73,554
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損益 (千円)	23,536	125,867	150,833
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	23,536	129,926	167,548
純資産額 (千円)	932,549	626,174	755,208
総資産額 (千円)	2,200,837	1,536,315	2,010,703
1株当たり四半期(当期)純損益金額 (円)	0.79	4.23	5.07
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	41.8	40.3	37.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	73,704	155,733	47,867
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	14,906	75,556	66,067
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	204,176	17,949	243,766
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	675,309	309,480	558,721

回次	第49期 第2四半期連結 会計期間	第50期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成28年 4月1日 至平成28年 6月30日	自平成29年 4月1日 至平成29年 6月30日
1株当たり四半期純損益金額 (円)	0.39	3.30

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 経常損益、親会社株主に帰属する四半期(当期)純損益、四半期包括利益又は包括利益、並びに1株当たり四半期(当期)純損益金額の は、損失であります。

4. 前第2四半期連結累計期間及び前期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

また、当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

経営に重要な影響を及ぼす事象等

当社グループでは、第43期（平成22年12月期）以降第49期（平成28年12月期）まで継続して売上高の減少及び当期純損失を計上しております。また、当第2四半期連結累計期間においても親会社株主に帰属する四半期純損失125,867千円を計上する結果となっております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社グループでは当該事象又は状況を解消するため、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 継続企業の前提に関する事項」に記載した対応策を講じておりますが、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

2【経営上の重要な契約等】

連結子会社間の合併

1. 当社の連結子会社である株式会社東京小僧寿しは、同社が運営する「小僧寿し」と株式会社茶月東日本が運営する「茶月」の双方のブランド力のシナジーを活かし、双方のブランド価値の向上を図る点、及び事業運営機能の統合による本部費用の圧縮を目的として、平成29年5月25日開催の取締役会において、株式会社茶月東日本（東京都品川区、資本金10百万円、代表取締役社長 森下將典）と合併することを決議しました。また、平成29年5月29日に両社は合併契約を締結し、平成29年6月29日の臨時株主総会においてそれぞれ承認されました。

（1）合併の方法

株式会社東京小僧寿しを存続会社とする吸収合併。

（2）合併に際して発行する株式及び割り当て

当社の完全子会社同士の合併であるため、本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

（3）合併比率の算定根拠

当社の完全子会社同士の合併であるため、合併比率の算定は行っておりません。

（4）合併の期日

平成29年7月1日

（5）引継資産・負債の状況

株式会社東京小僧寿しは、以下の平成28年12月31日時点の株式会社茶月東日本の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において引継ぎいたします。

資産	金額（百万円）
流動資産	61
固定資産	212
資産合計	274

負債	金額（百万円）
流動負債	1,107
固定負債	53
負債合計	1,160

（6）吸収合併存続会社となる会社の概要

会社名 株式会社東京小僧寿し
代表取締役 森下 將典
資本金 10百万円
事業内容 持ち帰り寿し店の運営

2. 当社の連結子会社である株式会社スパイシークリエイトは、株式会社阪神茶月との吸収合併に伴い、両社の運営機能の統合に伴う、営業機能・本部機能の効率化及び本部費用の圧縮を目的として、平成29年5月25日開催の取締役会において、株式会社阪神茶月（大阪市北区、資本金45百万円、代表取締役社長 伴田 昭彦）と合併することを決議しました。また、平成29年6月26日に両社は合併契約を締結し、平成29年6月28日の臨時株主総会においてそれぞれ承認されました。

(1) 合併の方法

株式会社スパイシークリエイトを存続会社とする吸収合併。

(2) 合併に際して発行する株式及び割当

株式会社スパイシークリエイトが普通株式11,328株を発行し、合併期日現在の株式会社阪神茶月の株主名簿に記載された株主に対して、株式会社阪神茶月1株につき、株式会社スパイシークリエイトの普通株式を1.28株をもって割当交付致します。

(3) 合併比率の算定根拠

株式会社スパイシークリエイトは松村会計事務所を第三者機関として起用して合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、両社において協議の上、上記比率を決定いたしました。

なお、松村会計事務所は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）を用いた上で、合併比率を算定いたしました。

(4) 合併の期日

平成29年8月16日

(5) 引継資産・負債の状況

株式会社スパイシークリエイトは、以下の平成28年5月31日時点の株式会社阪神茶月の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併に至るまでの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併期日において引継ぎいたします。

資産	金額（百万円）
流動資産	28
固定資産	35
資産合計	63

負債	金額（百万円）
流動負債	53
固定負債	25
負債合計	88

(6) 吸収合併存続会社となる会社の概要

会社名 株式会社スパイシークリエイト
代表取締役 伴田 昭彦
資本金 45百万円
事業内容 飲食店（カレーショップ、ラーメンショップ等）の運営

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間(平成29年1月1日~平成29年6月30日)における我が国経済は、企業収益や雇用・所得改善の改善は進む一方、中国経済の減速、英国のEU離脱問題や米国大統領の政策等の影響による海外経済の不確実性の高まりなど、依然として不透明な状況が続いております。また、当社グループが属する外食業界におきましても、円高による一部輸入食材価格の低下が見られる一方、海産物の一部商材の価格上昇や人件費および人材採用費の上昇が利益を圧迫する要因となっており、楽観視出来ない状況が続いております。

このような環境下で、当社は「小僧寿しグループ」が持つブランド価値の最大化を成長戦略の基軸として、今以上に愛されるブランドへと進化するため消費者のライフスタイルとニーズに即した「新生小僧寿し」「新生茶月」のりブランド開発の推進、介護事業における「小僧寿し」の食の提供の推進、サプライ・チェーン・マネジメント(SCM)機能の強化、宅配事業への本格参入等を通じて、国内外で有数のフランチャイズ企業を目指した取り組みを進めております。

当第2四半期連結累計期間の当社の取り組みは、次のとおりであります。

1) イートインスペースを備えた店舗への改装

平成29年5月に「小僧寿し」ブランドの一部店舗において、「イートインスペース」を備えた店舗への改装を実施致しました。小僧寿しでは、創業よりテイクアウトによる商品販売を基本としてまいりました。今回導入のイートインスペースは、4人がけテーブルを3席設け、ご家族やグループなど幅広くご利用が可能となり、お客様の新たな利用動機の創出を図っております。また、提供するメニューにつきましてもテイクアウトメニューのみならず、オリジナルうどんや海鮮どんぶり等の販売も合わせて実施し、商品販売の強化を行いました。

2) 「出張にぎりサービス」の取り組み開始

平成29年6月より、小僧寿しの寿し職人が出張し、お客様のご希望の場所にぎり寿しをご提供する「出張にぎりサービス」の取り組みを開始致しました。お寿しの宅配では味わえない、出来立て・にぎり立てのお寿しのご提供、お客様のご要望に合わせたご提供が可能であるなどの特性があり、既に介護施設等を中心に、出張にぎりサービスの展開を開始しております。

以上の通り、イートインスペースの開発や出張にぎりなど、テイクアウトや宅配以外の商品提供方法についての取り組みを進めておりますが、現段階における当社収益への寄与は限定的であり、店舗売上の減収傾向を改善するまでには至っておりません。一方で前期に子会社化した西日本事業や介護事業の売上高が寄与したため、当連結会計年度の売上高は26億18百万円(前年同期比8.8%増)となりました。損益に関しては、アニサキス報道による生鮮魚介類の需要低下に伴う影響により、主軸事業である持ち帰り寿し事業の売上高が想定を下回る推移をした点、前期に子会社化した西日本事業や介護事業が経営改善の途上にあり、現段階において赤字を計上しているため、営業損失は、1億11百万円(前年同期は営業利益37百万円)、経常損失は1億1百万円(前年同期は経常利益41百万円)、親会社株主に帰属する四半期純損失は1億25百万円(前年同期は23百万円の親会社株主に帰属する四半期純利益)となりました。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

持ち帰り寿し事業

持ち帰り寿し事業等は、持ち帰り寿し事業およびその他飲食店事業より構成されております。持ち帰り寿し事業におきましては、直営店として「小僧寿し」「茶月」及び「茶月」のりブランド店である「京都茶月」を132店舗(前年同期比2店舗増)及びその他飲食店事業として、スパイシークリエイトが展開する飲食店を8店舗展開(前年同期比8店舗減)しており、持ち帰り寿し事業等の運営店舗数は、合計140店舗(前年同期比6店舗減)となりましたが、アニサキス報道による生鮮魚介類の需要低下に伴う影響により、主軸事業である持ち帰り寿し事業の売上高が想定を下回る推移をした点、前期に子会社化した西日本事業において経営改善の途上にあり、現段階において赤字である点等の要因により、売上高1,990百万円(前年同期比3.6%増)、営業利益は8百万円(前年同期比91.1%減)となりました。

寿しFC事業

寿しFC事業におきましては、フランチャイズ加盟店の経営指導と食材販売を主たる事業としており、フランチャイズ加盟店数は162店舗(前年同期比31店舗減)となっております。当第2四半期連結累計期間におきましては、取引先企業への商材販売が増加したため、売上高は5億37百万円(前年同期比10.6%増)となりました。しかしながら、フランチャイズ加盟店の減少に伴い、フランチャイズ加盟店への商材販売が減少したため、営業利益は57百万円(前年同期比39.6%減)となりました。

介護・福祉事業

介護・福祉事業におきましては、サービス付高齢者向け住宅を3施設運営しており、売上高は90百万円となりましたが、前期に着手した経営改善の効果が現段階において寄与しておらず、営業損失は48百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末の現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、主として財務活動による資金の減少があったことにより3億9百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億49百万円の減少となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において営業活動により支出した資金は155百万円(前年同四半期に獲得した資金は73百万円)となりました。

これは主に売上債権の減少1億67百万円等があったものの、税引前四半期純損失が120百万円となったこと、仕入債務が203百万円減少したこと、未払金が89百万円減少したことなどによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動により使用した資金は75百万円(前年同期は14百万円)となりました。

これは、有形固定資産の取得による支出67百万円、無形固定資産の取得による支出36百万円、資産除去債務の履行による支出23百万円があった一方、敷金の回収による収入58百万円があったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動により支出した資金は17百万円(前年同期は204百万円)となりました。これは、主として短期借入金の返済による支出12百万円等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループでは、第43期(平成22年12月期)以降第49期(平成28年12月期)まで継続して売上高の減少及び当期純損失を計上しております。また、当第2四半期連結累計期間においても親会社株主に帰属する四半期純損失125,867千円を計上する結果となっております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しております。

当社グループでは当該事象又は状況を解消するため、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 継続企業の前提に関する事項」に記載した対応策を講じておりますが、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	71,015,300
計	71,015,300

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,754,342	29,754,342	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
計	29,754,342	29,754,342	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	平成29年3月31日
新株予約権の個数(個)	3,100
新株予約権のうち自己新株予約権の個数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	310,000 但し、(注)1により調整されることがある。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	87 但し、(注)2により調整されることがある。
新株予約権の行使期間	平成32年4月1日から平成34年4月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 89 資本組入額 45 (注)3
新株予約権の行使条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金87円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割（または併合）の比率}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

本新株予約権を保有する新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成29年12月期乃至平成31年12月期の当社有価証券報告書において計算されるEBITDA（以下、連結損益計算書に記載された営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいう。）が次の各号に定める全ての条件を達成している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- (a) 平成29年12月期のEBITDAが50百万円を超過していること
- (b) 平成30年12月期のEBITDAが100百万円を超過していること
- (c) 平成31年12月期のEBITDAが150百万円を超過していること

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対

し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 8 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

第4回新株予約権

決議年月日	平成29年3月31日
新株予約権の個数（個）	1,930
新株予約権のうち自己新株予約権の個数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	193,000 但し、（注）1により調整されることがある。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）2
新株予約権の行使期間	平成31年4月17日から平成35年4月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）2、（注）3
新株予約権の行使条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）5
代用払込に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

（注）1 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{分割（または併合）の比率}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権の割当日の翌日から2年後までの期間のうち、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額（但し、上記2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に70%を乗じた価格を下回った場合、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記6に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成29年4月1日～ 平成29年6月30日	-	29,754,342	-	2,769,338	-	1,309,226

(6) 【大株主の状況】

平成29年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社アスポート・ダイニング	東京都品川区西五反田1丁目3-8	4,093	13.76
株式会社ラックランド	東京都新宿区西新宿3丁目18-20	677	2.28
田籠 鶴己	福岡県久留米市	310	1.04
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	242	0.81
山田 博之	東京都渋谷区	180	0.61
小僧寿し本部取引先持株会	東京都品川区西五反田1丁目3-8	172	0.58
株式会社古館篤臣総合事務所	千葉県柏市1丁目2-35	171	0.58
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4	165	0.56
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	157	0.53
安藤 孝子	東京都大田区	150	0.50
計		6,320	21.24

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,530	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,737,100	297,371	-
単元未満株式	普通株式 10,712	-	-
発行済株式総数	29,754,342	-	-
総株主の議決権	-	297,371	-

【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社小僧寿し	東京都品川区西五反田 一丁目3番8号	6,530	-	6,530	0.02
計	-	6,530	-	6,530	0.02

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (千株)	就任 年月日
代表取締役	社長	小林 剛	昭和45年11月10日生	平成12年8月 ㈱タスコシステム入社 平成18年5月 ㈱東京タスコ代表取締役社長 平成19年8月 ㈱とり鉄代表取締役社長 平成22年11月 レゾナンスダイニング㈱取締役 平成25年6月 ㈱アスラポート・ダイニング取締役 平成25年6月 ㈱プライム・リンク取締役 平成28年3月 ㈱とり鉄代表取締役会長 平成28年4月 ㈱どさん子代表取締役社長 平成29年3月 当社 取締役(現任) 平成29年4月 ㈱アスラポート常務取締役(現任)	(注)	-	平成29年 6月29日

(注) 平成29年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	-	代表取締役	社長	森下將典	平成29年6月29日

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、至誠清新監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

第49期連結会計年度 赤坂・海生公認会計士共同事務所

第50期第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間 至誠清新監査法人

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	495,709	279,261
受取手形及び売掛金	311,015	143,515
商品	72,712	49,570
未収入金	50,433	35,089
その他	197,379	150,302
貸倒引当金	24,306	20,484
流動資産合計	1,102,943	637,254
固定資産		
有形固定資産	105,090	122,924
無形固定資産		
のれん	20,677	18,336
その他	1,383	34,546
無形固定資産合計	22,061	52,883
投資その他の資産		
投資有価証券	7,232	7,232
敷金及び保証金	733,090	678,503
破産債権等に準ずる債権	214,428	219,954
その他	121,015	118,594
貸倒引当金	295,156	301,033
投資その他の資産合計	780,609	723,251
固定資産合計	907,760	899,060
資産合計	2,010,703	1,536,315

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	407,369	203,445
短期借入金	16,785	4,100
1年内返済予定の長期借入金	6,420	6,420
未払金	333,060	243,563
未払法人税等	11,495	13,117
賞与引当金	554	-
店舗等閉鎖損失引当金	5,097	-
資産除去債務	24,323	4,691
その他	98,681	97,164
流動負債合計	903,787	572,503
固定負債		
社債	8,000	6,000
長期借入金	8,846	5,160
資産除去債務	254,551	251,065
その他	80,310	75,411
固定負債合計	351,708	337,636
負債合計	1,255,495	910,140
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,769,338	2,769,338
資本剰余金	1,521,820	1,521,820
利益剰余金	3,538,171	3,664,038
自己株式	7,415	7,415
株主資本合計	745,572	619,704
新株予約権	-	893
非支配株主持分	9,635	5,576
純資産合計	755,208	626,174
負債純資産合計	2,010,703	1,536,315

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
売上高	2,407,486	2,618,149
売上原価	1,079,637	1,257,404
売上総利益	1,327,849	1,360,744
販売費及び一般管理費	1,290,468	1,472,322
営業利益又は営業損失()	37,380	111,577
営業外収益		
受取利息	476	911
受取配当金	6,100	-
受取賃貸料	64,044	47,868
その他	1,712	8,256
営業外収益合計	72,333	57,036
営業外費用		
支払利息	2,595	411
賃貸資産関連費用	59,269	45,760
その他	5,861	1,205
営業外費用合計	67,725	47,377
経常利益又は経常損失()	41,988	101,918
特別利益		
新株予約権戻入益	1,462	-
特別利益合計	1,462	-
特別損失		
固定資産除却損	11,015	-
減損損失	-	18,207
店舗閉鎖損失引当金繰入額	4,535	146
その他	1,410	524
特別損失合計	16,962	18,878
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	26,488	120,796
法人税、住民税及び事業税	2,952	9,129
法人税等合計	2,952	9,129
四半期純利益又は四半期純損失()	23,536	129,926
非支配株主に帰属する四半期純損失()	-	4,059
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	23,536	125,867

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	23,536	129,926
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	-	-
四半期包括利益	23,536	129,926
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	23,536	125,867
非支配株主に係る四半期包括利益	-	4,059

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	26,488	120,796
減価償却費	11,307	18,780
減損損失	-	18,207
のれん償却額	1,224	2,340
敷金償却	2,606	2,715
貸倒引当金の増減額(は減少)	20,503	2,054
賞与引当金の増減額(は減少)	325	554
店舗等閉鎖損失引当金の増減額(は減少)	2,220	5,097
受取利息及び受取配当金	6,577	911
支払利息	2,595	411
固定資産除却損	11,015	-
売上債権の増減額(は増加)	172,821	167,827
たな卸資産の増減額(は増加)	53,963	22,279
仕入債務の増減額(は減少)	89,161	203,924
未払金の増減額(は減少)	155,824	89,496
未払消費税等の増減額(は減少)	12,475	11,807
その他の流動資産の増減額(は増加)	82,260	44,212
その他の流動負債の増減額(は減少)	6,047	11,072
新株予約権戻入益	1,462	-
その他	8,609	8,393
小計	95,481	149,610
利息及び配当金の受取額	6,577	1,298
利息の支払額	16,633	21
法人税等の支払額	11,720	7,400
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,704	155,733
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,935	67,011
無形固定資産の取得による支出	1,716	36,091
投資有価証券の取得による支出	15,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	69,763	-
敷金の差入による支出	24,024	5,653
敷金の回収による収入	91,672	58,940
貸付金の回収による収入	6,573	1,518
資産除去債務の履行による支出	-	23,897
その他	712	3,362
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,906	75,556

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	1,000	12,685
長期借入金の返済による支出	200,333	3,686
リース債務の返済による支出	2,836	2,198
自己株式の取得による支出	6	-
新株予約権の発行による収入	-	620
財務活動によるキャッシュ・フロー	204,176	17,949
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	145,378	249,239
現金及び現金同等物の期首残高	820,687	558,719
現金及び現金同等物の四半期末残高	675,309	309,480

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

当社グループでは、第43期(平成22年12月期)以降第49期(平成28年12月期)まで継続して売上高の減少及び当期純損失を計上しております。また、当第2四半期連結累計期間においても親会社株主に帰属する四半期純損失125,867千円を計上する結果となっております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループでは当該事象又は状況を解消するため、以下の施策を進め、当社グループの収益構造を抜本的に改革していくとともに、財務基盤の強化を図ります。

小僧寿しグループ・フランチャイズ事業の再構築

当社は下記の取り組みを実施することで、「小僧寿しグループ・フランチャイズ事業」の再構築を推進してまいります。

1) 「小僧寿し」及び「茶月」店舗のリブランド・プロジェクト

幅広い世代に必要とされ、今以上に愛されるブランドへと進化するため、現在の消費者のライフスタイルやニーズに即した「新生小僧寿し」及び「新生茶月」のリブランドを開発し、全国の直営店舗及びフランチャイズ店舗について、順次、リブランド化を進めてまいります。

2) フランチャイズ事業体制の再構築

全国を網羅するフランチャイズ事業体制の構築を目指し、「西日本エリア」の組織・体制を整備し、当社のフランチャイズ本部体制を、東日本本部と西日本本部の2拠点体制としております。また、ブランド単位においても「小僧寿し」本部、および「茶月」本部の組織体制の強化を図っております。

3) サプライ・チェーン・マネジメント(SCM)体制の強化

全国的なフランチャイズ事業体制の構築を目指し、平成28年10月より当社の物流体制を株式会社アスレポート・ダイニングに移管する事で、購買・物流体制の整備を進めております。なお同社とは、平成28年12月1日付で資本業務提携契約を締結し、両社間で更なる緊密な関係性を構築する事により、当社が掲げる新たな成長戦略に基づく事業運営方針の推進を強化してまいります。

4) 海外事業の再構築

現在、海外事業は米国(ハワイ)においてフランチャイズ事業(8店舗)を展開しております。同エリアをはじめ他の欧米、アジア、オセアニアにおいても、当社ブランド価値並びに事業ニーズが高いと考えており、今後は海外事業展開も積極的に図ってまいります。

新規事業の推進

1) 宅配事業の取り組み

当社の主軸事業である「持ち帰り寿し事業」の成長戦略として、「宅配事業」の強化を図ってまいります。現時点では、当社の宅配事業は「茶月」ブランドの店舗のみに限定されておりますが、当社は「宅配事業」を今後の成長分野と位置付け、同事業のノウハウを有する企業との業務提携も含めて戦略的な取り組みを進めてまいります。

2) 高齢者・介護関連事業の取り組み

当社の主要顧客層である高齢層を対象として、介護及び老人ホーム等のニーズにも合わせた事業モデルの構築を図ってまいります。前述の「宅配事業」への取り組みとも併せ、「介護・老人ホーム施設」への当社商品・サービスの開発を行うと共に、当該事業の早期実現に向け戦略的な事業パートナーとの提携も視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

以上の施策を通じて、安定的な利益の確保と財務体質の改善を図ってまいります。

しかしながら、各施策は実施途上にあり、第2四半期累計期間末時点では、各施策の効果が現れてなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当1四半期連結累計期間から適用しております。

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
給与手当	79,059千円	113,346千円
賃金・手当	532,745	605,424
賞与引当金繰入額	325	554
退職給付費用	3,278	3,552
貸倒引当金繰入額	20,503	2,054

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
現金及び預金勘定	644,405千円	279,261千円
流動資産の「その他」のうち預け金	30,904	30,218
現金及び現金同等物	675,309	309,480

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	持ち帰り寿し 事業等	寿しFC事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,921,642	485,844	2,407,486	-	2,407,486
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,921,642	485,844	2,407,486	-	2,407,486
セグメント利益	93,156	95,186	188,343	150,962	37,380

(注)1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用150,962千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の本社管理部門の配賦不能営業費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

「持ち帰り寿し事業等」及び「寿しFC事業」セグメントにおきまして、株式会社阪神茶月及び株式会社スパイシークリエイトの株式を取得したことにより、新たに連結の範囲に含めております。これにより、のれんが106,863千円発生しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	持ち帰り寿し 事業等	寿しFC事業	介護・福祉事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,990,202	537,377	90,569	2,618,149	-	2,618,149
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,990,202	537,377	90,569	2,618,149	-	2,618,149
セグメント利益	8,306	57,490	48,220	17,577	129,155	111,577

(注)1. セグメント利益の調整額には、各報告セグメントに配分していない全社費用129,155千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の本社管理部門の配賦不能営業費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「持ち帰り寿し事業等」セグメントにおいて、有形固定資産の減損損失を計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては18,207千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

前第3四半期連結会計期間より、株式会社けあらぶ及び介護サポートサービス株式会社を連結の範囲に含めたことに伴い、前第3四半期連結累計期間より「介護・福祉事業」を報告セグメントとして新たに追加しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	0円79銭	4円23銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (千円)	23,536	125,867
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額()(千円)	23,536	125,867
普通株式の期中平均株式数(株)	29,747,828	29,747,812

(注) 前第2四半期連結累計期間及び前期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

また、当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8月10日

株式会社小僧寿し
取締役会 御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 高砂 晋平 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 森脇 淳 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第43期以降、継続して売上高の減少及び当期純損失を計上し、また、当第2四半期連結累計期間においても親会社株式に帰属する四半期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成28年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成28年8月12日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成29年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。